

那覇市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱

令和5年3月31日 福祉部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」という。)の重度化、高齢化又は「親亡き後」を見据え、障がい者等が地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域生活支援拠点等の機能(以下「拠点等機能」という。)を面的に整備し、障がい者等の生活を支える障害福祉サービス、児童通所支援、地域生活支援事業等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)の提供体制を構築することを目的とした、那覇市地域生活支援拠点等整備事業(以下「本事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

なお、ここでいう拠点等機能とは、①相談機能、②緊急時の受け入れ・対応機能、③体験の機会・場の提供機能、④専門的人材の確保・養成機能、⑤地域の体制づくり機能の5つを指す。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、那覇市(以下「本市」という。)とする。ただし、市長が適切な運営を行うことができる事業者であると認める場合は、本事業の全部または一部を当該事業者に委託することができるものとする。

(業務内容)

第3条 拠点等機能を整備するにあたり本事業で実施する業務は次に掲げるとおりとする。

- (1) コーディネート業務 相談支援専門員等(以下「相談員等」という。)が、緊急時に備えて連絡体制の整備を行うとともに、実際に緊急事態が発生した際、障がい者等の福祉サービス等利用に向けたコーディネートを行う業務
- (2) 緊急時受入業務 病気や事故等緊急的な理由により介護者が障がい者等を介護できない状況にあること、又は災害発生時等生活環境の悪化などにより障がい者等が居宅生活を送ることが困難であることを市長が認めた場合に、支援の必要な障がい者等を一時的に受け入れる業務
- (3) 体験支援業務 精神科病院からの退院や入所施設等からの退所、親元からの自立に向けて、障がい者等が一人暮らし等の生活体験を行うことを支援する業務
- (4) その他 専門的人材の確保・養成や地域の体制づくりの機能を整備するにあたり必要と認められる業務

(実施事業所)

第4条 前条の各号に掲げる業務の実施は、次に掲げる事業所(以下「事業所等」という。)に

て行うものとする。

(1) コーディネート業務

ア 本市にて指定を行っている指定特定相談支援事業所または指定障害児相談支援事業所

イ 「那覇市基幹相談支援センター等機能強化事業」実施事業所

ウ 「那覇市障がい者相談支援事業」実施事業所

(2) 緊急時受入業務 本市または本市外に設置されている、本市または沖縄県の指定を受けている福祉サービス等実施事業所

(3) 体験支援業務 本市または本市外に設置されている、本市または沖縄県の指定を受けている福祉サービス等実施事業所

(4) その他 本市または本市外に設置されている、本市または沖縄県の指定を受けている福祉サービス等実施事業所(ただし、「地域の体制づくり」機能については第1号に定める事業所等に限る。)

(事業所等の登録及び加算の請求等)

第5条 事業所等は、第3条の各号に掲げる業務を実施するにあたり、事業所登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、事業所等より前項に掲げる事業所登録申請書を受理したら、本事業を実施できることを確認した後事業所登録認定証(様式第2号)を事業所等に交付するものとする。

3 事業所等は、事業所登録認定証を受理したら、拠点等機能を担っていることを運営規定に明記する等必要な処理を行わなければならない。

4 市長は、第2項により事業所登録認定証を交付した事業所等について、事業所台帳(様式第3号)に記載するとともに、必要に応じて実施内容や活動実績等を本市公式ホームページにて公表するものとする。

5 事業所等は、第1項及び第3項の手続きについて、事業所等の指定更新をする度に行わなければならないものとする。なお、これに基づき市長が行う第2項及び第4項についてもこれに準ずる。

6 事業所等は、本事業の実施を要件として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)のとおり加算等を請求することができるものとする。

7 第2項により登録された事業所等は、本市が実施する障がい者等支援施策に対し積極的に協力するものとする。

(登録の変更及び解除)

第6条 事業所等は、前条第2項に基づき市長に認定された登録の内容に変更が生じたと

- きは、すみやかに事業所登録変更届出書(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項により提出された届出書に基づき、前条第 4 項にある事業所台帳の記載を変更するものとする。
 - 3 事業所等は、前条第 2 項に基づき市長に認定された登録の解除を希望するときは、すみやかに事業所登録解除届出書(様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。
 - 4 市長は、前項により提出された届出書に基づき、前条第 4 項にある事業所台帳に登録解除日の記載を行うものとする。
 - 5 事業所等は、前条第 3 項により登録の内容等について運営規程に明記していた場合、前 4 項に基づく登録の変更又は解除に伴い、この内容の変更も行わなければならない。

(利用対象者)

第7条 本事業の利用対象者(以下「対象者」という。)は、本市にて福祉サービス等の支給決定を受けている次に掲げる者とする。

- (1) 相談員等により把握されている障がい者等で、高齢者との同居世帯、複数障がい者等のいる世帯、母子又は父子世帯等に属し、緊急時に何らかの支援を要する者
 - (2) その他市長が本事業の利用を必要と認める障がい者等
- 2 次に掲げる場合は、第3条第2号及び第3号の利用対象外とする。
- (1) 感染症法に基づく疾患等により、福祉サービス等利用が不相当と認められるとき。
 - (2) 大規模な災害により、避難する必要があると認められるとき。
 - (3) 養護者等から虐待を受け、分離・保護の必要があると認められるとき。
 - (4) その他市長が本事業の利用を不相当と認めるとき。

(利用登録)

第 8 条 対象者は、本事業を利用するにあたり事前に登録をしておくことを原則とし、その登録にあたっては利用登録届出書(様式第 6 号)を市長に提出するものとする。ただし、市長が緊急やむを得ないと認める場合には、利用開始後にこれを提出することを妨げない。

- 2 前項による利用登録届出書の提出は、第 4 条第 1 号の事業所等における相談員等により行うものとする。
- 3 市長は、第 1 項により提出された利用登録届出書に基づき利用登録がなされた者(以下「登録者」という。)について、登録者台帳(様式第 7 号)にて管理するものとする。
- 4 市長及び相談員等は、適宜登録者の状況等把握に努めなければならないものとする。

(登録解除)

第 9 条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合、前条による登録の解除を行うものとする。

- (1) 本事業の対象者でなくなったとき。

(2) 不正または虚偽の申請により登録されたとき。

(3) その他市長が登録を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項における解除に伴い、前条第 3 項にある登録者台帳に登録解除日を記載するものとする。

(利用申請)

第 10 条 登録者が第 3 条第 2 号又は第 3 号を利用しようとする場合、障がい者等、その家族又は相談員等(以下「申請者」という。)は、利用前に利用申請書(様式第 8 号)を市長に提出するものとする。ただし、市長が緊急やむを得ないと認める場合にはこの限りではない。

(利用決定)

第 11 条 市長は、前条による申請があったときは、すみやかに内容を審査し、利用の可否を決定した後決定通知書(様式第 9 号)により申請者に通知するものとする。なお、緊急で利用が開始された場合にはこの限りではない。

(利用の変更)

第 12 条 申請者は、第 10 条により申請した内容に変更が生じた際には利用変更申請書(様式第 10 号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項による利用変更申請書を受理したら、その変更内容に応じて変更決定通知書(様式第 11 号)を申請者に通知するものとする。

(秘密の保持)

第 13 条 本事業の業務に従事する者は、職務上知り得た登録者に関する秘密を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(報告及び協議)

第 14 条 市長は、本事業の実施状況について那覇市障がい者自立支援協議会等において報告を行うものとする。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。